

令和3年第2回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和3年6月1日

令和3年第2回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「新型コロナウイルスワクチンの接種」についてでございます。

本村のワクチン接種ですが、国や県の通知に基づき、医療従事者等を最優先とし、続いて、より重症化リスクの高い方を優先する形で、高齢者施設の入所者と施設職員、75歳以上の高齢者、65歳から74歳までの高齢者、基礎疾患を有する方、16歳から64歳までの方の順で進めているところであります。

現在の進捗状況ですが、医療従事者等については、5月24日までに2回目の接種を終えており、高齢者施設の入所者と施設職員については、2回目の接種を行っているところでございます。また、5月31日からは、一般の方への接種として、75歳以上の方への1回目の接種を開始しております。

今後の見通しですが、国により十分な量のワクチンが確保されていることから、ワクチンは次第に安定的に供給される見込みとなっておりますので、村民の皆様には安心してお待ちいただきたいと思います。

村としましては、一日でも早く、一人でも多くの方々に安全かつ円滑にワクチンが届けられるよう、引き続き役場の総力を挙げて取り

組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております、「キャッシュレス決済ポイント還元事業」についてでございます。

村では、昨年度の「とうかい I～M0 の割引キャンペーン」に続き、村内での消費落ち込みを考慮し、また一方で、非接触などの「新しい生活様式」への転換が求められていることを踏まえ、消費喚起による事業者支援と村民の生活支援を目的に、村内の対象店舗で、スマートフォンアプリを使用して決済した消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元する事業を、5月1日から6月30日までの期間で実施しております。

本事業には、開始当初から、約150の事業者に参加していただいているところでありますが、さらに多くの村内事業者に参加していただけるよう、また、多くの村民の方々に利用していただけるよう、引き続き事業の周知に積極的に取り組んでまいります。

最後に、「村道勝木田下の内線の一部開通」についてでございます。

村道勝木田下の内線の東海駅五反田線から石橋向荒谷台線までの中央土地区画整理事業区域内の区間が、去る3月28日に開通しました。

これにより、歩道整備による通学路の安全性向上及び周辺道路の渋滞緩和はもとより、災害時の避難道路の確保のほか、村民の利便性向上が図られるなど、この道路が周辺地域の発展に大きく寄与することを期待しているところでございます。

さらに、石橋向荒谷台線から原研通りまでの残りの区間につきま

しても、早期完成に向けて整備を進めていく予定でございます。

今後も、交通ネットワークの強化を図ることにより、安全で快適な生活環境の確保に努めてまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第3号及び報告第4号の寄附の受入れにつきましては、報告第3号は、水戸ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 内藤^{まなぶ}学 氏から、地域の福祉に貢献するため、新型コロナウイルス感染症対策用品として、液体ハンドソープ48点、手指消毒用アルコール40点及び携帯用消毒アルコール180点の寄附の申出が、報告第4号は、中丸学童クラブ父母の会 会長 伊東^{りさ}里沙 氏から、学童保育に貢献するため、図書27点及び遊具3点の寄附の申出があり、これらを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第5号 令和2年度東海村一般会計継続費繰越計算書につきましては、令和2年第1回及び令和3年第1回定例会で議決をいただきました令和2年度継続費予算現額3,518万4千円につきまして、40万7,500円を令和3年度へ逐次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第6号 令和2年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算

書につきましては、令和3年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費1億2,397万5千円につきましては、1億1,716万2千円を令和3年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第7号 令和2年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地
区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、
令和3年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費5,086万4
千円につきましては、全額を令和3年度へ繰り越しましたので、地方自
治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございま
す。

報告第8号 令和2年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地
区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、
令和3年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費
1億3,329万2千円につきましては、1億3,091万6千円を令和3年度
へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に
より報告するものでございます。

報告第9号 令和2年度東海村下水道事業会計予算繰越計算
書につきましては、建設改良に要する経費のうち、8,693万9千円を
令和3年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の
規定により報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。